ACSES ニュースレター_２０３５号（2021 年 2 月 12 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇赤色の洪水発生…原因はバティック工房の染料　インドネシア〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２２２報）〈厚生労働省〉
・「40 年は無理なんて…」　廃炉、取り繕いきれない現実／政治家が値切った「40 年」　廃炉、置き忘れられた議論〈新聞報道〉
[原子力施設全般]
・原発災害を想定、43 都道府県警が警備計画　震災で倍増〈新聞報道〉
[大震災対策]
・「早く整備して」茨城の防潮堤 工事遅れ震災 10 年も完成せず〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇マスク
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）に対する意見公募〈総務省消防庁〉
[4] SDS について
◇－GHS 対応－　化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS 提供制度〈経済産業省・厚生労働省〉
◇化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド ～事業者向け GHS 分類ガイダンス・GHS 混合物分類判定システム～ 〈経済産業省〉
[5] 環境関連法改正情報
◇環境関連法改正情報（2021 年 1 月分）を更新しました〈産業環境管理協会〉
[6] 「溶接ヒューム」へのばく露防止措置、健康管理
◇特定化学物質障害予防規則における第 2 類物質「溶接ヒューム」に係る関係省令等の解釈等について（令和 3 年 1 月 15 日基安化発 0115 第 1 号）〈厚生労働省〉
◇特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について（令和 3 年 1 月 26 日基発 0126 第 2 号）〈厚生労働省〉
[7] 医薬品
◇「医薬品の生殖発生毒性評価に係るガイドライン」について（令和 3 年 1 月 29 日薬生薬審発 0129 第 8 号）〈厚生労働省〉
[8] 農薬
◇農薬の審査報告書〈農林水産省〉
・ベンズピリモキサン

雪割草（ミスミソウ）

◇製剤の審査報告書<農林水産省>
・オーケストラフロアブル、オーケストラ粉剤 DL
◇登録・失効農薬情報の更新<農林水産消費安全技術センター>
◇農薬登録情報ダウンロードの更新<農林水産消費安全技術センター>
[9] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件<厚生労働省>
◇食品安全情報（化学物質） No.03 (2021)を掲載しました。<国立医薬品食品衛生研究所>
◇魚介類・n-3 系多価不飽和脂肪酸摂取と軽度認知障害・認知症との関連<国立がん研究センター>
[10] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］ １件　　［公募結果、意見募集結果］ １件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］ 9 件　　［開催記録、報告、資料等］ 4 件
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件
[付録]
◇「転売ビジネス」で稼ぐつもりが…簡単には儲からない！ーネット広告や SNS の情報、友人からのうまい話をうのみにしないでー<国民生活センター>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇赤色の洪水発生…原因はバティック工房の染料　インドネシア
＜時事ドットコム　2021 年 2 月 10 日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=20210210041158a&g=afp
インドネシア・ジャワ島中部の村で 6 日、赤い色の洪水が発生した。バティック（ろうけつ染め）工房が浸水被害に遭い、染料が流れ出したことが原因。
　ジャワ島ペカロンガン近郊ジェンゴットの住人らが赤く染まった水の中を歩く画像は、インターネットで拡散され、話題となった。
　ペカロンガンはバティックが有名な地域。当局は、赤い水は域内の複数のバティック工房が使っていた染料によるものだと発表した。地元災害当局のディマス・アルガ・ユダ氏は７日、バティックの染料は有害でも危険でもないとＡＦＰに話した。
　地元当局は、冠水した地域に複数のポンプを設置、水は１時間以内に引いた。

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２２２報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Z5-EKdQgFJhkHNj1Y
１　自治体の検査結果
　小樽市、青森県、岩手県、仙台市、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、新潟県、静岡県、浜松市、名古屋市、京都府、大阪市、西宮市、徳島県
　　※ 基準値超過　５件
　　No. 792　　群馬県産　　ツキノワグマ　　(Cs：390 Bq/kg)

No. 794　群馬県産　イノシシ　(Cs：160 Bq/kg)
No. 824　群馬県産　ツキノワグマ　(Cs：120 Bq/kg)
No. 825　群馬県産　イノシシ　(Cs：120 Bq/kg)
No. 830　群馬県産　ツキノワグマ　(Cs：740 Bq/kg)

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
※ 基準値超過　１件
No. 844　岩手県産　乾燥コウタケ　(Cs：160 Bq/kg)

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査
※ 基準値超過　なし

・「40 年は無理なんて…」　廃炉、取り繕いきれない現実
＜朝日新聞　2021 年 2 月 11 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP2B7JN0P1CULBJ008.html?iref=pc_extlink

あと 1 カ月で事故発生から 10 年を迎える東京電力福島第一原発。敷地内の放射線量はかなり下がったが、廃炉作業は大幅に遅れ、30～40 年で完了する目標はかすんできた。廃炉の最終的な姿を語らずに時期だけを掲げるこれまでのやり方は、限界に近づいている。

「目標通りできないのはじくじたるものがある」。国と東京電力は昨年 12 月 24 日、福島第一原発で 2021 年中に予定していた溶け落ちた核燃料（燃料デブリ）の取り出し着手を 1 年程度延期すると発表した。東電の廃炉部門トップの小野明氏は、記者会見で無念さをにじませた。

直接の理由は新型コロナウイルスだった。英国で開発中の専用ロボットアームの動作試験が、工場への出勤制限などの影響で滞った。英国では変異ウイルスも猛威を振るい、日本へ運ぶめどもたたなくなった。

未曽有の原発事故を受けて、国と東電が 11 年 12 月に廃炉工程表を掲げてから、工程は遅れに遅れを重ねてきたが、今回の延期には特別な意味がある。「30～40 年後に廃炉完了」と並んでずっと堅持してきた「10 年以内のデブリ取り出し着手」という重要目標を断念したことになるからだ。

デブリは、溶けた核燃料が周りの金属などと混ざりあって固まった物質。強い放射線を放ち、ロボットすら容易に近づけない。硬さも成分も、どこにどれだけあるかも詳しくは分からない。1～3 号機に残る総量は推定で約 800～900 トン。その取り出しは、前人未到の最難関の事業だ。

当初の工程表では、取り出し前に遠隔でデブリを切断・掘削して性状を調べることも想定していた。だが、カメラ調査すら予定通り進まず、進むほどに困難さがみえてきた。国と東電は改訂にあわせ、着手時の取り出し規模を「小規模」から「試験的」へと後退させたが、「10 年以内」だけは変えなかった。「30～40 年」の全体シナリオを守るための一線だったからだ。

今回延期された「2 号機での試験的取り出し」で取るデブリの量は数グラム程度。実際の作業は、長さ約 22 メートル、重さ約 4・6 トンの特殊鋼製ロボットアームの先端に付けた金属ブラシでデブリの表面を拭ったり、小さな真空容器でチリを吸い取ったりするだけだ。懸命につなぎとめてきた目標が、コロナ禍でついに取り繕いきれなくなったのが実情だ。

それでも、廃炉を技術面で率いる原子力損害賠償・廃炉等支援機構の山名元・理事長は「1 年の遅れは、全体の遅れに比べたらたいしたことない」と話す。廃炉完了の時期を見直す気もない。「今の時点で『40 年は無理』なんてとても言えない。もうちょっと調べさせて欲しい。40 年を目指して全力でやる。これ自体は、難しい仕事を進める一つの原動力なんです」

・政治家が値切った「40 年」　廃炉、置き忘れられた議論
＜朝日新聞　2021 年 2 月 11 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP2B7QGQP1CULBJ00B.html?iref=comtop_7_01

寿命を全うした原発でも廃炉を終えるのに 30～40 年ほどかかるのに、世界最悪級の事故を起こした東京電力福島第一原発の廃炉が、同様の期間で完了することになっているのはなぜか。そもそも、事故炉の廃炉はどういう状態になれば完了したと言えるのか。

「30～40 年」のルーツは、国と東電が 2011 年 12 月 21 日に公表した廃炉工程表にある。だが、工程表のベースとなっ

た 12 月 13 日付の国の原子力委員会の報告書には、「廃止措置がすべて終了するまでは 30 年以上の期間を要する」とあるだけで、「40 年」は出てこない。
報告書をまとめた専門部会のメンバーの一人によると、「技術開発だけで 50～60 年はかかる」「建屋の解体は難しいのでは」といった意見も出ていたという。「地元が見ている中、目標を掲げざるを得なかったという感想だ」。目標を示すには検討不足の問題があると感じたが、「議論する雰囲気になかった」。

[原子力施設全般]

・原発災害を想定、43 都道府県警が警備計画　震災で倍増

＜朝日新聞　2021 年 2 月 12 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP2C5HSBP27UTIL008.html?iref=comtop_7_03

原子力災害を想定し、住民避難の対応をはじめとする警備計画を 43 都道府県警が策定していることが警察庁への取材でわかった。10 年前の東日本大震災と東京電力福島第一原発事故をふまえ、原発立地やその周辺の地域以外を管轄する警察でも策定が進んだ。事故に備えた装備資機材や原子力施設を狙うテロに対処する部隊なども強化が図られてきたという。

警察庁によると、福島第一原発事故の前は、原発や関連施設が立地するなどの 23 道府県警が警備計画を作っていた。ただ、内容は比較的大まかだった。

事故を受け国は、避難に備えておく防災対策重点区域を従来の原発から 8～10 キロ圏から、30 キロ圏に拡大する新たな原子力災害対策指針を策定。これをふまえ国家公安委員会・警察庁は 2013 年 1 月に防災業務計画を修正し、警備計画を作る警察の範囲を拡大するとともに、内容をより詳細にするよう定めた。

経済産業省によると、原発立地の 13 道県には、建設中や廃炉決定済みなどを含め 60 基の原発がある。

警備計画策定の対象となったのは、原発が立地する 13 道県警と 30 キロ圏を管轄する 8 府県警、関連施設が立地する 3 府県警。この 24 道府県警はもとの計画を改定したり、新たに策定したりした。各警察本部と約 100 の警察署で計画をそれぞれ定めている。また、ほかの 19 都県警も独自に策定してきた。

各警察の今の警備計画は、住民の避難誘導や屋内退避の呼びかけ、交通規制や緊急輸送支援、犯罪予防、警察職員の被曝（ひばく）防止などについて規定。特に避難では、高齢者や障害者、入院患者など援護が必要な人たちについて避難経路や避難先、搬送手段を具体的に定めるようになった。

警備計画がまだない山形、群馬、広島、宮崎の 4 県警でも策定にむけ作業を進めているという。

[大震災対策]

・「早く整備して」茨城の防潮堤 工事遅れ震災 10 年も完成せず

＜NHK　2021 年 2 月 11 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210211/k10012860651000.html?utm_int=all_side_ranking-social_005

茨城県は東日本大震災の発生から 10 年となる来月中の完成を目指して、沿岸部で防潮堤の建設を進めてきましたが、工事の遅れから予定どおりの完成は事実上、不可能となっていることが分かりました。

続きを読む

茨城県は震災で津波による被害を受けた北茨城市から神栖市にかけての沿岸部で、堤防をかさ上げしたり新たに設置したりする工事を進めていて、震災から 10 年となる来月中の完成を予定していました。

現在は北茨城市と大洗町の合わせて 5 キロ余りを残すのみですが、このうちの 3 割に当たる 1.4 キロについて、来月中の完成は事実上、不可能となっていることが県への取材で分かりました。

建設が遅れているのは北茨城市の大津漁港と大洗町の大洗港の周辺で、港の復旧工事に予定よりも時間がかかったことや、建設予定地を巡り、地元との協議が難航したことが主な原因だということです。

県は来年 3 月までの完成を目指す方針で、県水産振興課は「建設が遅れている地点のそばには多くの住民が暮らしており、工事を早く進めていきたい」と話しています。

住民「早く整備して」

防潮堤の建設工事が遅れている北茨城市大津町の予定地のすぐそばには、東日本大震災の津波で被災し、再建した住宅が広がっています。

この地域に住む 80 歳の女性は「10 年前には自宅が津波による被害を受け、今でも再び津波が押し寄せないか、地震が起

きるたびに不安に思っています。防潮堤を早く整備してほしいです」と話していました。
またこの地域の消防団に加入する 39 歳の男性は「今後起こりうる津波のことを考えると、防潮堤の建設が遅れることはあってはならないと思います。この地域には高齢者が多く、避難するのにも時間がかかることから、建設を早く完了してほしいです」と話していました。

津波の浸水想定 東日本大震災の 3 倍以上

茨城県の防潮堤の建設は、東日本大震災の翌年の平成 24 年に県がまとめた、県の沖で巨大地震が起きた場合の津波の被害想定に基づいて進められています。
それによりますと、県内では沿岸部の全域に高さ 4 メートル以上の津波が押し寄せるとしていて、津波の高さは堤防の建設工事が遅れている北茨城市で 14.8 メートル、大洗町で 10.1 メートルと想定されています。
そして津波によって、沿岸部の 10 の市と町では、東日本大震災の時の 3 倍以上の面積が浸水すると想定しています
また去年 4 月には国の検討会が、北海道沖から岩手県沖にかけての「千島海溝」と「日本海溝」で巨大地震が起きた場合の津波の高さの想定を示していて、北茨城市で高さ 6.5 メートルになるなどとしています。また大洗町では役場の庁舎が最大で 2.1 メートル浸水すると想定されるなど、県内では津波への対策が課題となっています。
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 2 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16701.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 2 月 11 日版）
＜厚生労働省　2021 年 2 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16700.html
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(2 月 10 日各自治体公表資料集計分
＜厚生労働省　2021 年 2 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16699.html
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について
＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16687.html
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_vgTbBEcPwAeKyRY
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2N41Sjc6GSY4DcJY

◇新型コロナウイルス感染症：長引く症状

＜AFP＝時事　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3329997
　世界的流行が続く新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。当初は軽症だった患者の一部に、長引く症状が報告されている。
　一部の患者では長引く症状がみられるが、その正確な理由は分かっていない。考え得る理由がいくつか挙がっている。
■サイトカインストーム
　免疫系がウイルスに過剰反応してサイトカインストームを誘発する可能性がある。これが炎症を引き起こすことで、影響が長引く恐れがある。
■血栓
　肺内の微小な血栓が酸素供給を減少させ、倦怠（けんたい）感を生じさせる可能性がある。
■消化管の炎症
　ウイルスが腸内の善玉菌に影響を与える恐れがあり、これにより症状が長引くことも考えられる。
■残存するウイルス
　一部の患者は、最初の診断から長期にわたりウイルス検査で陽性反応を示し続ける。

◇マスコミ報道　見出し

・感染者数の減少、一部地域で「下げ止まり」　専門家組織

＜朝日新聞　2021 年 2 月 11 日＞ https://www.asahi.com/articles/ASP2C6CQWP2CULBJ005.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・第 23 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和 3 年 2 月 11 日開催）の資料を掲載しました。

＜厚生労働省　2021 年 2 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00216.html

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 2 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html

・「水際対策に係る新たな措置について」更新しました

＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

・「水際対策」について更新しました

＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19

＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html

---

◇マスク

・「二重マスク」効果あり　新型コロナのウイルス遮断―米ＣＤＣ

＜時事ドットコム　2021 年 2 月 11 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021021100528&g=int

米疾病対策センター（ＣＤＣ）は１０日、新型コロナウイルスの感染防止策として、マスク２枚を重ねて着用することは効果があるとする実験結果を公表した。１枚のマスクでも顔にフィットするよう着け方を工夫すれば、ウイルスを防ぐ効

ＣＤＣは１月、マスクの枚数や着用の仕方によって、せきをした場合に空気中の粒子の動きがどう変化するか実験した。その結果、遮断できる粒子の割合は外科手術用マスク１枚で４２％、布製マスク１枚で４４．３％だったのに対し、外科手術用マスクの外側に布製マスクを重ねれば９２．５％に上昇した。

マスク１枚での着用の仕方については、ＣＤＣは「マスクの端、とりわけ左右両端から空気が漏れる可能性がある」と指摘。耳に掛ける左右のひもに結び目を作って隙間がないように着用すれば、ウイルス遮断の効果が上昇すると紹介した。

せきをする人と近くにいる人の双方が、二重マスクないしひもを短くしたマスクを着用した場合、９５％超の粒子を遮断できるという。ＣＤＣは実験結果に合わせて公開した国民向けガイドラインで、マスクの鼻に掛かる部分に装着する金属製の留め具や、マスク全体がずれないよう固定する器具「ブレース」の使用も推奨した。

バイデン大統領は国民に「(先月２０日の）就任から１００日間、マスクを着用する」よう提唱。連邦職員や連邦施設来訪者、州境を越える公共交通機関利用者らのマスク着用も義務化している。果が高まるという。

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・米ファイザーのワクチン 国内治験でも「中和抗体」増加を確認

＜NHK　2021 年 2 月 11 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210211/k10012860691000.html

・届かぬワクチン、焦れる市民　ＯＥＣＤ37 カ国中、日本や韓国など５カ国

＜京都新聞　2021 年 2 月 11 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/500630

・英ワクチン、高齢者にも使用可　効果めぐり混乱―WHO

＜時事ドットコム　2021 年 2 月 11 日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2021021100221&g=int&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit

・厚労省、ワクチン 14 日正式承認　米ファイザー製の手続き前倒し

＜共同通信　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.47news.jp/news/5837343.html

---

◇大学等関係

・脱毛に呼吸困難…「ずっと後遺症」大学院生、貯金も尽き

＜朝日新聞　2021 年 2 月 12 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP2C5J9DP28ULBJ002.html?iref=comtop_7_02

◇マスコミ報道　見出し

・緊急事態宣言 10 都府県 すべて地域で解除しない方針 政府

＜NHK　2021 年 2 月 11 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210211/k10012860521000.html

****

[3] 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）に対する意見公募

＜総務省消防庁　2021 年 2 月 11 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/20210210_yobou.pdf

消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点 検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正す る件（案）の内容について、令和３年２月 12 日から令和３年３月 15 日までの間、意見 を公募します。

１ 改正内容

○ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）

泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法並びに泡消火薬剤の分布等に係る総合点検方法に係る点検基準の一部を改正するため、昭和 50 年消防庁告示第 14 号の一部を改正するものです。

○ 耐火電線の基準の一部を改正する件（案）

最大使用電圧が 60V 以下の低圧ケーブルについて基準化するとともに、所要の規定の整備を行うため平成９年消防庁告示第 10 号の一部を改正するものです。

○ 概要については、別紙１－２及び別紙２－２を御覧ください。

２ 意見公募対象及び意見公募要領

○ 意見公募対象

・消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）

・耐火電線の基準の一部を改正する件（案）

○ 意見公募要領の詳細については、別紙１－１及び別紙２－１を御覧ください。

３ 意見公募の期限

令和３年３月 15 日（月）（必着）（郵送については、締切日の消印まで有効とします。）消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）及び耐火電線の基準の一部を改正する件（案）の内容について、令和３年２月 12 日から令和３年３月 15 日までの間、意見を公募します。

４ 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該告示を公布する予定です。

別紙１－１　―省略―

別紙１－２

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件(案)について

令和３年２月

消防庁予防課

【概要】

消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 17 条の３の３の規定により、防火対象物(消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。

以下「令」という。）別表第１第 20 項に規定するものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等の点検（以下単に「点検」という。）が義務付けられている。泡消火設備は、令第７条第２項第５号に規定する消火設備にあたることから点検の対象となり、昭和 50 年消防庁告示第 14 号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）（以下「第 14 号告示」という。）別表第５に、それぞれ機器点検及び総合点検に係る基準が定められている。

今般、「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学大学院教授）において、泡消火設備の一斉開放弁及び分布等の点検基準の合理化を図ることや、ペルフルオロオクタンスルホン酸とその塩（以下「ＰＦＯＳ」という。）以外の化学物質を用いた泡消火設備についてもサンプリング検査を認めることについて必要性が明らかになったことを踏まえ、第 14 号告示を改正し、以下のとおり泡消火設備の点検基準を改正することとする。

（１） 泡消火設備の一斉開放弁に係る機器点検及び総合点検方法について

一斉開放弁の機器点検（機能に係るもの限る。）及び総合点検については、設置後 15 年を経過したものに限り実施することとし、設置後 20 年を経過しないものにあっては、設置後 15 年を経過した日以後５年を経過する日までの間に、設置後 20 年を経過したものにあっては、機器点検又は総合点検により、その機能が正常であることを確認した直近の日以後５年を経過する日までの間に確認するものとする。

（２） 泡消火薬剤の分布等に係る総合点検方法について

泡消火薬剤の分布等については、設置又は泡消火薬剤の交換の日から 15 年（たん白泡消火薬剤を用いるものについては５年）を経過したものに限り確認するものとする。また、これまで、ＰＦＯＳを含有する消火薬剤を使用する泡消火設備についてのみ、泡消火薬剤の分布等に係る総合点検に代わる方法として、消火薬剤のサンプリング検査が認められていたところ、その他の化学物質を用いた泡消火薬剤についても認めることとする。

【施行日】

公布の日から施行する。

別紙１－３

○消防庁告示第　　号　　―省略―

****

[4] ***SDS について***

◇**－GHS 対応－　化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS 提供制度**

＜経済産業省・厚生労働省　2021 年２月＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2020/GHSpamphlet_2020.pdf

標記パンフレットの改訂版公示

SDS について：－GHS 対応－　化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS 提供制度

＜経済産業省・厚生労働省　2021 年２月＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2020/GHSpamphlet_2020.pdf

標記パンフレットの改訂版公示

化学品を取り扱う事業者の方へ

－ＧＨＳ対応－

化管法･安衛法･毒劇法におけるラベル表示・ＳＤＳ提供制度

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」に基づく化学品の危険有害性情報の伝達

＜目次＞

国連ＧＨＳ

ＧＨＳとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
ＧＨＳ導入のメリット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
ＧＨＳによる化学品の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
表示による情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
ラベル表示による情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

ＳＤＳによる情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
日本の取組み
日本におけるＧＨＳ導入に関する活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
日本産業規格（ＪＩＳ）におけるＧＨＳの導入・・・・・・・・・・・・・・・12
ＧＨＳの導入と化管法・安衛法・毒劇法の関係法令の改正について・・・13
化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）
化管法に基づく情報提供・表示について・・・・・・・・・・・・・・・・15
化管法に基づく情報提供について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
化管法に基づく表示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
化管法法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第一種指定化学物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第二種指定化学物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
安衛法（労働安全衛生法）
安衛法に基づく表示・文書交付制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
安衛法法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
表示・通知義務対象物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
毒劇法（毒物及び劇物取締法）
毒劇法に基づく容器等への表示及び情報提供について・・・・・・・・・48
毒物劇物の原体・製剤と該当性について・・・・・・・・・・・・・・・49
毒劇法に基づく容器・被包への表示について・・・・・・・・・・・・・50
毒劇法に基づく情報提供について・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
毒劇法法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

◇化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド
～事業者向け GHS 分類ガイダンス・GHS 混合物分類判定システム～

＜経済産業省　2021 年 2 月＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2020/SDS_guidance_2020.pdf

＜目次＞

パートA　リスク評価の概要..... 1
1 はじめに..... 1
2 化学物質のリスクとは..... 2
3 リスク評価について..... 4
3.1 シナリオ設定（ステップ１）..... 4
3.2 化学物質の有害性評価（ステップ２）..... 5
3.3 化学物質のばく露評価（ステップ３）..... 7
3.4 リスク判定（ステップ４）..... 8
4 リスクに基づく適切な化学物質管理..... 9
4.1 リスクの管理..... 9
4.2 リスク評価結果の活用..... 10
5 化学物質のリスク評価関連ツール..... 11
パートB　化管法に基づく SDS 制度..... 12
1 化管法の概要..... 12
1.1 化管法とは..... 12
1.2 化管法の構成..... 12
1.3 化管法に基づく SDS 制度の概要..... 13
1.4 SDS 制度の経緯..... 14

2 GHS とは..... 17
2.1 国連 GHS 制定の背景..... 17
2.2 国連 GHS の概要..... 17
2.3 GHS の危険有害性クラス及び GHS で使用する絵表示..... 18
3 化管法に基づく SDS 制度について..... 20
3.1 化管法に基づく SDS 制度の対象となる事業者..... 20
3.2 化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質..... 22
3.3 化管法に基づく SDS 制度の対象製品..... 23
3.4 化管法に基づく SDS の提供について..... 24
3.5 化管法に基づく SDS 及びラベルの記載項目..... 25
3.5.1 化管法に基づく SDS の記載項目..... 25
3.5.2 化管法に基づくラベルの記載項目..... 26
4 化管法に基づく GHS 分類と SDS 及びラベルの作成..... 27
4.1 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成にあたり確認・準備すべきこと..... 27
4.2 化管法に基づく GHS 分類について..... 29
4.2.1 事業者向け GHS 分類ガイダンス..... 29
4.2.2 GHS 分類判定に利用可能な情報源..... 30
4.2.3 GHS 分類ガイダンスにおける独自の分類結果の表現方法..... 31
4.3 化管法に基づく SDS の作成方法.....32
4.4 化管法に基づくラベルの作成方法..... 48
4.5 GHS 混合物分類判定システム..... 51
4.5.1 GHS 混合物分類判定システムの主な機能..... 51
4.5.2 GHS 混合物分類判定システム利用にあたっての留意点..... 53

****

[5] ***環境関連法改正情報***

◇環境関連法改正情報（2021 年１月分）を更新しました

＜産業環境管理協会(JEMAI)　2021 年２月３日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/

更新情報：労働安全衛生法、農薬取締法。

****

[6] ***「溶接ヒューム」へのばく露防止措置、健康管理***

◇特定化学物質障害予防規則における第２類物質「溶接ヒューム」に係る関係省令等の解釈等について（令和３年１月 15 日基安化発 0115 第１号）

＜厚生労働省　2021 年２月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210205K0030.pdf

基安化発 0115 第１号
令和３年１月 15 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省 労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

特定化学物質障害予防規則における第２類物質
「溶接ヒューム」に係る関係省令等の解釈等について

令和２年４月 22 日に公布された特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 89 号）による改正後の特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「新特化則」という。）等の内容等については、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（令和２年４月 22 日付け基発 0422 第４号）及び「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について」（令和２年７月 31 日付け基発 0731 第１号）により通知したところであるが、その施行に伴う解釈等は、下記のとおりであるので、了知の上、これらの取扱いについて遺漏なきを期されたい。

記

1　新特化則第 38 条の 21 第２項関係

(1)「溶接ヒューム」にマンガンが含まれていない場合の適用

（問）溶接材料等にマンガンを含まないアーク溶接で発生するヒュームについても、溶接ヒュームの濃度測定を行わなければならないのか。

（答）溶接ヒュームのばく露による有害性については、含有されるマンガンによる神経機能障害に加え、溶接ヒューム自体のばく露による肺がんのリスクが上昇していることが報告され、溶接ヒュームとマンガン及びその化合物の毒性、健康影響等は異なる可能性が高いことから、第２類物質について、改正安衛令において、「マンガン」とは別に「溶接ヒューム」を規定したこと。

溶接材料及び母材の成分の中に、不純物による混入を含め、マンガンが全く含まれていないことを証明することは困難であり、マンガンが含まれていないとされている溶接材料及び母材から生じた溶接ヒューム中にマンガンが測定されることはありえること。また、溶接ヒュームの濃度は、溶接方法や諸条件によって大きく異なるため、実際に測定してみなければ、溶接ヒューム中のマンガンの濃度を把握することは困難であること。このようなことから、溶接ヒュームの濃度測定を行う必要があること。

なお、新特化則の規制対象となる第２類物質は、マンガンの含有の有無にかかわらず「溶接ヒューム」としていること。

(2)「継続」の定義

（問）金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、当該作業の頻度が少なければ、溶接ヒュームの濃度測定は不要か。

（答）新特化則第 38 条の 21 第２項の規定に基づく溶接ヒュームの濃度測定は、当該濃度測定の結果を踏まえた作業環境の改善を図るために実施するものであること。このため、同じ場所で繰り返し行われない金属アーク溶接等作業については、溶接ヒュームの濃度測定の結果を作業環境の改善に活かすことが難しいことから、新特化則における義務としていないこと。

一方、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場については、その頻度が少ない場　合であっても、溶接ヒュームの濃度測定の結果を作業環境の改善に活かすことができることから、溶接ヒュームの濃度測定を実施する必要があること。

2　新特化則第 38 条の 21 第５項関係

有効な呼吸用保護具の選択

（問）新特化則第 38 条の 21 第５項における有効な呼吸用保護具の性能はどのようなものか。

（答）「防じんマスクの選択、使用等について」（平成 17 年２月７日付け基発第 0207006 号。以下「マスク選択通達」という。）に基づき選択するものであること。

3　新特化則第 38 条の 21 第６項関係

(1)有効な呼吸用保護具の選択

（問）新特化則第 38 条の 21 第６項における有効な呼吸用保護具について、溶接ヒュームの濃度がマンガンに係るばく露の基準値である 0.05 ㎎/㎥以下の場合の性能はどのようなものか。

（答）新特化則第 38 条の 21 第６項の厚生労働大臣の定める有効な呼吸用保護具は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和２年厚生労働省告示第 286 号）において、要求防護係数を上回る指定防護係数のものを選択しなければならないこととしていること。

溶接ヒュームの濃度測定の結果、マンガンの含有濃度が 0.05 ㎎/㎥以下の場合、要求防護係数は１以下となるが、その場合も要求防護係数を上回る指定防護係数を有する呼吸用保護具を選択する必要があること。

ただし、金属アーク溶接作業にあっては、別途粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）第 27 条第１項の規定に基づく有効な呼吸用保護具を使用させなければならないこと。

(2)新特化則と粉じん則の関係

（問）新特化則第 36 条の 21 第６項に基づく有効な呼吸用保護具と粉じん則に基づく防じんマスクは、どちらを選択すべきか。

（答）新特化則においては、神経機能障害を発症させるマンガンを含んだ溶接ヒュームのばく露を防止するために有効な呼吸用保護具を使用させるものであり、上記(1)のとおり、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものを使用させなければならない。

一方、粉じん則においては、じん肺を発症させる粉じんのばく露を防止するために呼吸用保護具を使用させるものであり、マスク選択通達に基づき、性能がＲＳ２、ＲＳ３、ＤＳ２、ＤＳ３、ＲＬ２、ＲＬ３、ＤＬ２又はＤＬ３の防じんマスクを使用させなければならない。

このように、それぞれ求められる目的や性能が異なるものであるが、いずれかのうち防護性能の高い方の

呼吸用保護具を使用させること。

たとえば、新特化則に基づく有効な呼吸用保護具の性能がＤＳ１又はＤＬ１で、マスク選択通達に基づく防じんマスクの性能がＲＳ２、ＲＳ３、ＤＳ２、ＤＳ３、ＲＬ２、ＲＬ３、ＤＬ２又はＤＬ３であった場合、より性能の高い後者を選択し、使用させること。

４　その他

特定化学物質障害予防規則第 21 条（不浸透性の床）関係

（問）建設現場における鉄格子(すのこ状のもの)の足場板については、不浸透性の材料で造られた床に該当するか。

（答）特定化学物質障害予防規則第 21 条では、管理第２類物質については発じんの防止又はその漏えい物の処理の見地から、当該物質を製造し、又は取り扱う作業場の床を不浸透性のものとしなければならないことを求めている。このため、不浸透性の床とする範囲については、当該影響を及ぼすおそれのある区画された作業場をいうものであること。

建設現場における鉄格子(すのこ状のもの)の足場板については、不浸透性の材料で造られた床に該当しないが、この特定化学物質障害予防規則第 21 条の規定の趣旨を踏まえれば、溶接ヒュームの影響を及ぼす区画が建設現場の屋外作業場であり、繰り返し行われない金属アーク溶接等作業であって、かつ、溶接ヒュームが堆積するおそれのない場合であれば、特定化学物質障害予防規則第 21 条の規定の趣旨である発じんの防止や漏えい物（堆積粉じん）の処理作業を行う必要のないものであることから、不浸透性の床でなくても差し支えないこと。

なお、作業場内の床面等に堆積した粉じん等の中で溶接ヒュームの含有量が１パーセント以下の場合は、当該作業場の床を不浸透性の材料とする必要はないことに留意すること。

◇特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について（令和３年１月 26 日基発 0126 第２号）

＜厚生労働省　2021 年２月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210205K0020.pdf

基発 0126 第２号
令和３年１月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及
厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等におけ
る情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第 12 号。以下「再改正省令」という。）が令和３年１月 26 日に公布され、同日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第１　改正の趣旨及び概要

１　改正の趣旨

労働者の溶接ヒュームへのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予　防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 89 号。以下「特化則等改正省令」という。）が令和２年４月１日に公布され、原則令和３年４月１日から施行されるが、公布後の状況の進捗により、特化則等改正省令を再度改正することとしたこと。

また、特化則等改正省令及び粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 128 号。以下「粉じん則等改正省令」という。）で新たに記録及び保存することとされた測定結果等について、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号。以下「ｅ－文書省令」という。）を改正し、電磁的記録により作成及び保存することができることとしたこと。

２　改正の概要

(1) 特化則等改正省令附則第２条（経過措置期間中の測定結果等の記録及び保存）関係

特化則等改正省令附則第２条に第２項を新設し、同条の経過措置期間（令和３年４月１日から令和４年３月 31 日

までの間）中に金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場の空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行った場合、その測定結果等の記録及び保存を義務付けることとしたこと。

(2) 特化則等改正省令附則第３条（呼吸用保護具の適切な装着の確認）関係特化則等改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「新特化則」とう。）第 38 条の 21 第２項に規定する屋内作業場について、同条第７項の規定による、労働者に使用させる呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認等に関し、令和４年３月 31 日まで適用しないとしていたところ、令和５年３月 31 日まで適用しないこととすること。

(3) ｅ - 文書省令（電磁的記録による作成及び保存）関係

以下の①～③の測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録により作成及び保存することができることとしたこと。

① １年以内ごとに１回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、保存しなければならないこと（新特化則第 38 条の 21 第７項関係）。

② 空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならないこと（新特化則第 38 条の 21 第８項関係）。

③ 空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録して、保存しなければならないこと（粉じん則等改正省令による改正後の粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）第６条の４第３項関係）。

３　施行日

再改正省令は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、上記(3)（ｅ - 文書省令（電磁的記録による作成及び保存）関係）については、令和３年４月１日から施行することとしたこと。

第２　留意事項

１　特化則等改正省令附則第２条（経過措置期間中の測定結果等の記録及び保存）関係

溶接ヒュームの濃度の測定結果について、経過措置期間前（具体的には令和３年４月１日前）に当該測定を実施した場合であっても、結果を記録し、及び保存することが重要であること。

２　特化則等改正省令附則第３条（呼吸用保護具の適切な装着の確認）関係

呼吸用保護具の適切な装着の確認（以下「フィットテスト」という。）については、令和５年４月１日から適用することとなるが、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における労働者に使用させる呼吸用保護具の選択（新特化則第 38 条の 21 第６項）については、特化則等改正省令附則第３条の規定のとおり、令和４年４月１日から適用するものであること。

なお、「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について」（令和２年７月 31 日付け基発 0731 第１号。以下「マスク告示施行通達」という。）の第２の３（１）ウにおいて「本項に規定する呼吸用保護具の適切な装着の確認は、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者が実施すべきであること。」とあるが、フィットテストの実施者に対する教育実施要領については、別途示す予定であること。

第３　その他

関係通達の改正

マスク告示施行通達のうち、第２の４（３）「「防じんマスクの選択、使用等について」（平成 17 年２月７日付け基発第 0207006 号）の第１の２（２）中最後に改行し「ただし、特化則第 38 条の 21 第６項で規定する金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、同項の規定　に基づき当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる場合にあっては、この限りでないこと。」を加える。」を削除すること。

****

[7] ***<u>医薬品等</u>***

◇<u>「医薬品の生殖発生毒性評価に係るガイドライン」について（令和３年１月 29 日薬生薬審発 0129 第８号）</u>

＜厚生労働省　2021 年２月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210201I0010.pdf

薬生薬審発 0129 第８号

令和３年１月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

「医薬品の生殖発生毒性評価に係るガイドライン」について

医薬品の製造（輸入）承認申請に際し提出すべき資料の収集のために行われる非臨床安全性試験に関し、生殖発生毒性評価については、「医薬品の製造(輸入)承認申請に必要な毒性試験のガイドラインについて」（平成元年９月 11 日薬審１

第 24 号厚生省薬務局審査第一課長・審査第二課長・生物製剤課長通知。以下「旧課長通知」という。）別添「医薬品毒性試験法ガイドライン」（３）「生殖・発生毒性試験」により取り扱ってきたところです。今般、医薬品規制調和国際会議（以下「ICH」という。）における合意に基づき、新たに「医薬品の生殖発
生毒性評価に係るガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）を別添のとおり定めましたので、下記事項を御了知の上、貴管内関係者に対し周知方御配慮願います。

なお、本通知の適用に伴い旧課長通知別添「医薬品毒性試験法ガイドライン」
（３）「生殖・発生毒性試験」は廃止します。

記

１．背景

優れた医薬品の国際的な研究開発の促進及び患者への迅速な提供を図るため、承認審査資料の国際的な調和を図る必要性が指摘されている。このような要請に応えるため、ICH における合意に基づき、近年の科学の進歩及び経験を踏まえて、新ガイドラインが定められた。

２．新ガイドラインの要点

動物実験の 3R（使用動物数の削減／苦痛の軽減／代替試験法の利用）の原則に従って、生殖発生毒性評価に関する見直しを行い、基本的な考え方（一般原則、ガイドラインの適用範囲、生殖発生毒性評価に関する一般的考慮事項、哺乳類を用いた in vivo 試験のデザインと評価、試験系の選択、用量設定・投与経路・投与スケジュール、データの報告及び統計、リスク評価の原則など）をガイドライン本文に、哺乳類を用いた in vivo 試験のデザインや代替試験法の詳細を附属書に掲載した。

３．今後の取扱い

医薬品製造販売承認申請に際し、本ガイドラインに基づいて作成された資料を、この通知の通知日より、添付すべき生殖発生毒性試験に関する資料とすることができるものとする。

****

[8] ***農薬***

◇農薬の審査報告書

・ベンズピリモキサン

＜農林水産省　2021 年 2 月 3 日＞　https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sinsa/benzpyrimoxan/report.html
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sinsa/benzpyrimoxan/attach/pdf/report-1.pdf

---

◇製剤の審査報告書

＜農林水産省　2021 年 2 月 3 日＞　https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sinsa/seizai/seizai_index.html

・オーケストラフロアブル（第 24424 号）

＜農林水産省　2021 年 2 月 3 日＞
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sinsa/seizai/24424/attach/pdf/report-1.pdf

・オーケストラ粉剤 DL（第 24425 号）

＜農林水産省　2021 年 2 月 3 日＞
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sinsa/seizai/24425/attach/pdf/report-1.pdf

---

◇登録・失効農薬情報の更新

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 2 月 1 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm

---

◇農薬登録情報ダウンロードの更新

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021 年 2 月 5 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddata/index.htm

****

[9] ***食品安全衛生関係***

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 3 年 2 月 3 日生食発 0203 第 4 号）

＜厚生労働省　2021 年 2 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210203I0010.pdf

---

◇食品安全情報（化学物質） No.03 (2021)を掲載しました。
＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS) 2021 年２月４日＞
http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202103c.pdf
食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

◇魚介類・n-3 系多価不飽和脂肪酸摂取と軽度認知障害・認知症との関連
＜国立がん研究センター 2021 年２月４日＞ https://epi.ncc.go.jp/jphc/outcome/8650.html

****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等に対する意見募集について　　２月１日～3 月３日
＜経済産業省 2021 年２月１日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595121012&Mode=0

[公募結果、意見募集結果]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案)」(農薬等（アゾキシストロビン等５品目）の残留基準の改正及び添加物（アゾキシストロビン）の規格基準の改正）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について
＜厚生労働省 2021 年２月１日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200266&Mode=1

****

[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第４回職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会　リスク評価ワーキンググループ　資料
　２月 15 日、オンライン
＜厚生労働省 2021 年２月 10 日＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16680.html
　国によるリスク評価のあり方について
　【資料１】国による GHS 分類等のプロセス整理
　https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000737421.pdf

・食品安全委員会（第８０５回）の開催について　　２月 16 日
＜内閣府 2021 年２月 10 日＞ http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai805.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・農薬７品目
　イプロジオン、カズサホス、クレトジム、ピラフルフェンエチル、フェナザキン、フルフェノクスロン、メトミノストロビン
・動物用医薬品及び飼料添加物１品目
　ナイカルバジン
・動物用医薬品１品目
　アルベンダゾール
・動物用医薬品１品目
　アルベンダゾールを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤（スポチール 100）
・遺伝子組換え食品等２品目
　コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）
　pPDX 株を利用して生産されたホスホリパーゼ
（２）企画等専門調査会における審議結果について
・令和２年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について

・令和３年度食品安全委員会運営計画について
・令和２年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び令和３年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について
（３）農薬第二専門調査会における審議結果について
・「ペンディメタリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（４）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
・「JPBL006 株を利用して生産されたキシラナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（５）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「キャプタン」に係る食品健康影響評価について
・農薬「プロシミドン」に係る食品健康影響評価について
・農薬「マンジプロパミド」に係る食品健康影響評価について
・農薬「メタミホップ」に係る食品健康影響評価について
・動物用医薬品「トロメタミンジノプロストを有効成分とする牛の注射剤（動物用プロナルゴン EZ 注射液）」に係る食品健康影響評価について
・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和２年度第５回運営委員会（ペーパーレス・Web 会議）の開催について　　２月 24 日、Web 会議
＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16507.html
１．委員長の選出及び委員長代理の指名について
２．感染症定期報告について
３．血液製剤に関する感染症報告事例等について
４．献血血液等の研究開発等への使用に関する報告について
５．人免疫グロブリン製剤の輸出等について
６．各調査会の審議結果について
７．その他
・「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会（第２回）」の開催について　　２月１８日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xsArVCkkBzgmFhxY
（１）前回の指摘事項について
（２）検証の進捗状況について
（３）放射線被ばくによる健康影響について
（４）その他
・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和２年度第５回運営委員会（ペーパーレス・Web 会議）の開催について　　２月 24 日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yswnWCUoCzQqGZBY
１．委員長の選出及び委員長代理の指名について
２．感染症定期報告について
３．血液製剤に関する感染症報告事例等について
４．献血血液等の研究開発等への使用に関する報告について
５．人免疫グロブリン製剤の輸出等について
６．各調査会の審議結果について
７．その他
・薬事・食品衛生審議会　医薬品第一部会を開催します　　２月 25 日、Ｗｅｂ会議、非公開
＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0cHad4p-SsY6Qo-rY
・第１回世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法に関する研究会　　２月 17 日、オンライン
＜経済産業省　2021 年 2 月 10 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/37545
世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法を取り巻く状況等について
・再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第 24 回）再生可能エネルギー主力電源化制度改革小

委員会（第 12 回）合同会議　　2 月 16 日
＜経済産業省　2021 年 2 月 10 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/37547
1. 分散型リソースの導入加速に向けて
2. 再エネ特措法改正を踏まえた詳細設計について
3. 電力ネットワークの次世代化 等
・「全国学生調査」に関する有識者会議（第 4 回）の開催について　　2 月 17 日、WEB 会議
＜文部科学省　2021 年 2 月 10 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afyVacwCrmwAcubF
1. 「全国学生調査」の本格実施に向けた論点と今後の方向性について
2. 令和３年度「全国学生調査（第２回試行実施）」について
3. その他

[開催記録、報告、資料等]
・第 92 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（議事録）　　12 月 24 日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16692.html
（１）第 92 回労災保険部会における主なご意見
（２）労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案の要綱等について（諮問）
（３）その他
・第 18 回過労死等防止対策推進協議会　議事録　　１月 26 日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2yM4lWicqCTYoG9JY
今後の過労死等防止対策について
・第８回「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」　　２月 12 日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=K9PIZZhsWNQoUJG5Y
（１）脳・心臓疾患の労災認定の基準について　（２）その他
・第５２回厚生科学審議会感染症部会（合同開催）（持ち回り）を開催しました　　２月１０日
＜厚生労働省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16685.html
新型コロナウイルス感染症の発生届の見直しについて
****

[12] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係
・宮城県の死亡野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について
＜環境省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.env.go.jp/press/109159.html
・福島県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出（野鳥国内 42 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.env.go.jp/press/109158.html
---

◇新化学物質、化学物質新利用技術等
・牛のふん尿から液体燃料　CO2 排出しない世界初の技術
＜朝日新聞　2021 年 2 月 10 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP29750DP29IIPE005.html
　オホーツク海沿岸の北海道興部町と大阪大学などが、乳牛のふん尿を活用した新たな産業育成に乗り出す。ふん尿から発生するバイオガスを世界初の技術で液体燃料のメタノールなどに変換し、二酸化炭素（CO2）を出さない「脱炭素」のエネルギーとして地域で利用する構想だ。酪農が盛んな道内各地に広がる可能性がある。
　興部町と阪大、産業ガス大手のエア・ウォーター北海道（札幌市）、岩田地崎建設（同）が 9 日、札幌市内で記者会見し、町内で 2 年以内に試験プラントを建設すると発表した。興部町と阪大は 2019 年に連携協定を結んで共同研究を進めてきたが、民間企業 2 社を加えて「オール北海道」で実用化に踏み出す。
　町内に約 1 万頭いる乳牛のふん尿をすべて使ってメタノールなどを生産した場合、町内の公共施設や水産加工施設で使うエネルギーの全量と、乳業工場の 3 分の 2 のエネルギーをまかなえる規模になるという。

試験プラントでは、阪大の大久保敬教授（光有機化学）らが世界で初めて開発した技術を活用する。バイオガスに含まれるメタンを特殊な液体に溶かして紫外線を当て、メタノールとギ酸に変換。常温・常圧で作業できるうえ、CO2 を排出しない。メタノールの変換効率も従来の 1%から 14%（ギ酸は従来の 0%から 85%）と大幅に向上し、「無駄なく使い切れる」（大久保教授）という。

興部町では、ふん尿を活用したバイオガス発電も手がけるが、再生エネルギーの固定価格買い取り制度（FIT）による売電期間の終了後にバイオガスをどう有効活用するかが課題だった。ためることが難しい電気ではなく、液体燃料のメタノールやギ酸に変換して保存できるようにして、「脱炭素」の街づくりにつなげる構想を描く。

メタノールの具体的な活用策としては、重油の代わりの燃料として工場で使ってもらうほか、燃料電池に供給して発電し、公共施設などの電気をまかなう。公用車や生乳の運搬車両を電気自動車（EV）にすることも検討している。ギ酸は牛の飼料の添加物に利用できるほか、次世代のエネルギーとして注目される水素の原料にもなるという。

量産でコストが下がれば、合成繊維や塗料、農薬など様々な製品の原料にもなるメタノールの外部への販売も検討する。大久保教授によると、メタノールは全量を輸入に頼るが、国内の乳牛のふん尿をすべて使えば、輸入量の 2 割を代替できるという。

24 年度をめどに試験プラントを増強して実用化し、30 年度以降は興部町以外の道内外での展開もめざす。硲（はざま）一寿町長は「酪農は著しい規模拡大をみせているが、発生するふん尿の処理が課題だ。研究がさらに加速し、町だけでなく、北海道全体の発展や、日本の産業にとって重要な役割を果たしたい」と語った。

****

[付録]

◇「転売ビジネス」で稼ぐつもりが…簡単には儲からない！

ーネット広告や SNS の情報、友人からのうまい話をうのみにしないでー

＜国民生活センター　2021 年 2 月 10 日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210210_1.html

インターネット通販等で仕入れた商品をフリマサイト等で販売する「転売ビジネス」に関する相談が全国の消費生活センター等で増加しています。

相談事例をみると消費者が副業やお小遣い稼ぎをしようと転売ビジネスのノウハウやサポートを提供する事業者と契約したが、「ネット広告や事業者の説明のようには稼げなかった」「高額なサポート料を支払ったのに全くサポートがない」「返金保証があると言われて契約したのに、解約しても返金がない」などの相談が寄せられています。

相談件数

年度別相談件数：2015 年度は 548 件、2016 年度は 616 件、2017 年度は 669 件、2018 年度は 948 件、2019 年度は 1,411 件、2020 年 12 月 31 日までの件数は 1,256 件です。

契約当事者が 20 歳代の割合：2015 年度は 21%、2016 年度は 29%、2017 年度は 25%、2018 年度は 28%、2019 年度は 42%、2020 年 12 月 31 日までの割合は 45%です。

相談事例

返金保証もあると言われて高額なサポート契約をしたが商品は売れず返金もされない

インターネットで「ネットビジネス」と検索し、「安く仕入れた商品をフリマサイトで高値で転売する」という副業を紹介する事業者をみつけ、1 万円でガイドブックを購入した。その後、事業者から電話があり「この副業にサポートがついている 50 万円のコースがある」「万が一、儲からなかったら返金保証もある」と説明され、クレジットカードで 10 万円支払い、残り 40 万円を銀行口座に振り込んだ。

事業者のサポート通りにフリマサイトに商品を出品したが、買い手がつかず利益がでないまま仕入れの費用だけがかさんでいる。事業者に返金保証について問い合わせたが、「あなたは返金保証の対象ではない」と言われた。返金保証には、指定商品の販売をすること、フリマサイトで 150 人以上からフォローされていることなどが条件のようで実現できそうにない。返金してほしい。

その他、以下のような相談も寄せられています

・誰でも稼げるというセミナーをきっかけに高額契約したが、作業が難しくできない

・仕入サイトの商品の在庫が少なく、広告に記載されているほど稼げない

・有料のオンラインコミュニティに入会したが、個別サポートが受けられない
・「リスクのない転売ビジネス」のはずがフリマサイトで禁止された無在庫転売だった
・転売ビジネスのノウハウを借金させられて契約したが、役に立つ内容ではなかった
相談事例からみた特徴・問題点
・簡単に高収入が得られることを強調するネット広告や説明で消費者に興味を持たせる
・詳しい話を聞こうと連絡を取ると高額なサポート料等が必要と言われる
・お金がないと断ってもクレジットカードの分割払いや借金をさせてまで強引に契約させる
・事業者からサポートがなかったり、指示通りに作業しても必ず利益が出るわけではない
・解約に応じてもらえなかったり、返金保証などの約束が果たされない場合がある
消費者へのアドバイス
・「簡単に儲かる」などの広告や友人等からのうまい話をうのみにしないようにしましょう
・転売ビジネスを始めるために高額な費用が必要といわれたら要注意です！
・「リスクなし」「必ず稼げる」わけではありません。禁止された転売にも注意しましょう
・トラブルにあった場合は、消費生活センター等に相談しましょう
　＊消費者ホットライン「188（いやや！）」番
　　最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の３桁の電話番号です。
********** 以上 **********